

勤務条件明示書

任用の根拠	生徒指導アドバイザー取扱要領	
任期	令和〇年〇月 ～ 令和〇年〇月	
勤務場所	(採用直後) 配置校	(変更の範囲) 変更なし
職名	職 名 生徒指導アドバイザー	
業務内容	(採用直後) ①生徒指導に関する計画立案における助言 ②校内における生徒指導の支援 ③校外における生徒指導の支援 ④その他の生徒指導に係る業務	(変更の範囲) 変更なし
勤務時間	1日4時間 × 週3日 = 週12 時間	
時間外勤務の有無	なし	
休憩時間	なし ※1日の勤務時間が6時間を超える場合は45分を与える。	
休暇等	<p>1 年次有給休暇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用開始日現在において 5 日 ※取得は原則1日単位(時間単位での取得も可)。 ※1日 = 4時間 <p>2 その他の休暇</p> <p>(1) 有給(要領第16条の定めによる)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙権その他公民としての権利の行使(必要と認める期間) ・裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭(必要と認める期間) ・結婚休暇(連続する7日の範囲内の期間) ・不妊治療に係る通院等 ・妊産婦である女性の保健指導又は健康診査 ・妊娠中の女性の通勤時における母体又は胎児の健康保持 ・妊娠中の女性の休息又は補食 ・女性の出産 ・配偶者の出産 ・配偶者の出産に伴う、子の養育 ・忌引 ・夏季休暇 ・地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等における交通遮断 ・地震、水害、火災その他の災害時の職員の通勤途上における身体の危機の回避 ・地震、水害、火災その他の災害による現住居滅失。食料等確保 <p>(2) 無給(要綱第17条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療養休暇(公務上の傷病の場合、必要と認める期間。私傷病の場合、1の年度において10日の範囲内の期間) ・ドナー休暇(必要と認める期間) ・女性の生理(請求した期間) ・妊産婦である女性の保健指導又は健康診査(保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間) ・妊娠中の女性の通勤時における母体又は胎児の健康保持(1日1時間を超えない範囲内で必要とされる時間) ・女性の出産(産前6週(多胎妊娠の場合14週)、産後8週) ・女性の生後満1年に達しない子の育児(1日2回各30分) ・小学校就学始期に達するまでの子の看護(5日(2人以上の場合10日)) ・2週間以上の看護や世話(5日(2人以上の場合10日)) 	
報酬	時給 1,700円	
災害補償	労働者災害補償保険適用	
条件付採用	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法第22条の2第7項の規定により、採用の日から1月間は条件付採用期間となる。 ・職員の任用に関する規則第15条の2の規定により読み替える同第15条の規定により、採用後1月間に実際に勤務した日が15日間に達しない場合は、日数が15日に達するまで条件付採用期間が延長されることになる。 ・その他、同条の規定により、服務及び勤務状況等を勘案した上で、任命権者が特に必要があると判断した場合は、条件付採用期間を任用期間の末日まで延長することがある。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法に基づき服務規律が適用される。 《服務規律の一例》 ・信用失墜行為の禁止(第33条) ・秘密をも守る義務(第34条) ・職務に専念する義務(第35条) 	